

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【公開番号】特開2016-177308(P2016-177308A)

【公開日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2016-98704(P2016-98704)

【国際特許分類】

G 03 B 9/28 (2006.01)

【F I】

G 03 B 9/28 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月21日(2016.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

露光開口を開閉する羽根群、

前記露光開口を閉じるよう前記羽根群を駆動する第1駆動部材、

前記第1駆動部材が回転するよう付勢するばね、

前記ばねの付勢に抗して前記第1駆動部材を押動して、前記露光開口を開くように前記羽根群を駆動する第2駆動部材、

前記第2駆動部材が回転するよう付勢する駆動ばね、および

軸を中心として回転可能であって、前記第1駆動部材に当接可能に当接する当接部と、電磁石への通電状態に応じて移動する作動部とを有する抑止部材、を備え、

前記電磁石への通電の有無に応じて、前記当接部が前記第1駆動部材と当接可能な状態と、前記当接部が前記第1駆動部材に当接不能な状態とのいずれかの状態となる、

カメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項2】

前記電磁石が通電されたとき、前記当接部が前記第1駆動部材と当接不能な状態となり、

前記電磁石が通電されていないとき、前記当接部が前記第1駆動部材と当接可能な状態となる、

請求項1記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項3】

前記第1駆動部材は被係止部を有しており、

前記当接部は、前記被係止部を係止することで前記第1駆動部材が前記露光開口を閉じる方向へ回転することを抑止する係止部である、

請求項1または2記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項4】

前記電磁石は、片側方向にのみ通電可能である、

請求項1ないし請求項3のいずれかに記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項5】

前記作動部は、前記電磁石が通電されたとき前記抑止部材とともに回動する鉄片および前記抑止部材が回転するよう付勢する作動ばねを含む、

請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項 6】

前記羽根群は、先羽根であり、

前記第 1 駆動部材は、先羽根用第 1 駆動部材であり、

前記第 2 駆動部材は、先羽根用第 2 駆動部材であり、

前記駆動ばねは、先羽根用駆動ばねである、

請求項 1 ないし請求項 5 のいずれかに記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項 7】

露光開口を開閉する後羽根群、

前記後羽根群を駆動させる後羽根用駆動部材、および

後羽根用駆動部材が回転するよう付勢力を与える後羽根用駆動ばねをさらに備える、

請求項 6 記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項 8】

シャッタ地板をさらに備え、

前記先羽根用第 1 駆動部材および前記先羽根用第 2 駆動部材は、前記シャッタ地板の第 1 軸に対して回転可能に取り付けられており、

前記後羽根用駆動部材は、前記シャッタ地板の第 2 軸に対して回転可能に取り付けられている、

請求項 7 記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項 9】

セット作動時には初期位置から回転して前記先羽根用第 2 駆動部材と前記後羽根用駆動部材とを各駆動ばねの付勢力に抗して回転させ、露光作動開始前には初期位置へ復帰するセット部材をさらに備え、

前記セット部材は、前記シャッタ地板の第 3 軸に回転可能に取り付けられている、

請求項 8 記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項 10】

前記軸は、シャッタ地板の第 4 軸であり、

前記抑止部材は、前記第 4 軸に対して回転可能に取り付けられている、

請求項 9 記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタ。

【請求項 11】

請求項 1 ないし請求項 10 のいずれかに記載のカメラ用フォーカルプレンシャッタを備える、

カメラ。